

# 第 1 調査の概要



## 1 調査の目的

東京都内に居住する子供を養育する世帯の生活実態及び子育ての状況などを明らかにし、東京都における子供家庭福祉施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

- (1) 東京都内に居住する小学生までの子供を養育する世帯で、住民基本台帳から無作為に抽出した 4,800 世帯
- (2) 東京都内に居住する 20 歳未満の子供を養育するひとり親世帯で、住民基本台帳から無作為に抽出した 1,200 世帯
- (3) 上記 (1) 及び (2) の世帯の子供の父親及び母親（父親及び母親に代わり、子供を養育している人を含む）

## 3 調査の基準日

平成 29 年 10 月 11 日（調査期間 平成 29 年 10 月 11 日から同年 11 月 10 日まで）

## 4 調査事項

- (1) 小学生までの子供を養育する世帯及び 20 歳未満の子供を養育するひとり親世帯（調査票①）
  - ①基本的属性
  - ②就学前の子供がいる世帯
  - ③小学生の子供がいる世帯
  - ④ひとり親世帯
- (2) 上記世帯の父母（養育者含む）の意識（調査票②）

## 5 調査方法

- (1) 調査票①の基本的属性については、調査員が面接聞き取りの上、調査を行い（面接他計式）、それ以外の項目については、対象者本人が記入し、その後回収した。（留置自計式）
- (2) 調査票②については、対象者である父母（養育者含む）がそれぞれ記入し、その後回収した。（留置自計式）

## 6 調査の機構

- (1) 福祉保健局長  
管下の職員を指揮監督し、調査の企画、実施及び結果の公表を行う。
- (2) 調査員  
福祉保健局統計調査員設置要綱に基づき、知事が任命する。

## 7 根拠規程

- (1) 東京都統計調査条例（昭和 32 年東京都条例第 15 号）
- (2) 東京都統計調査条例施行規則（平成 2 年東京都規則第 213 号）

(3) 東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則（平成3年東京都規則第25号）

(4) 東京都福祉保健基礎調査要綱（平成20年4月1日）

## 8 集計の対象

|                     | 調査の客体数   | 集計対象     | 回収率   |
|---------------------|----------|----------|-------|
| 小学生までの子供を養育する世帯     | 4,800 世帯 | 3,318 世帯 | 69.1% |
| 20歳未満の子供を養育するひとり親世帯 | 1,200 世帯 | 543 世帯   | 45.3% |
| 上記世帯の子供の父親、母親等      | 10,800 人 | 6,730 人  | 62.3% |

## 9 調査（報告書）の構成

第1部では、集計対象世帯とその子供の状況について、第2部では20歳未満の子供を養育するひとり親世帯の状況、第3部では子育てに関する意識等について記述した。

第1部のうち、「第1章 調査対象世帯の概況等」では、集計対象世帯である小学生までの子供を養育する3,318世帯及び20歳未満の子供を養育する543世帯を合わせた3,861世帯の概況並びにその父母（養育者）7,179人と子供6,762人の概況について分析した。

「第2章 就学前の子供がいる世帯」では、就学前の子供がいる2,286世帯の就学前の子供2,999人の状況について、「第3章 小学生の子供がいる世帯」では、小学生の子供がいる1,992世帯の小学生の子供2,534人の状況について、それぞれ分析した。

第2部では、20歳未満の子供を養育するひとり親世帯543世帯の概況について分析した。

第3部では、対象世帯の子供の父母のうち、「調査票②」に回答のあった6,730人について分析した。

このほか、自由意見として記入してもらった福祉保健行政に関する要望、意見等を掲載した。

## 10 利用上の注意

(1) 比率の単位は「%」、実数の単位は「世帯」又は「人」である。

(2) 統計表の百分率については、少数点以下第2位を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(3) 統計表中、用いた記号は次のとおりとする。

「0.0」 …四捨五入により数値を丸めた結果、表示すべき最下位の位の1に達しない場合の単位未満の数値

「—」 …皆無又は該当数字なし

「…」 …未調査、未集計のために数値が得られない、該当数値が不詳又は不明なもの

(4) クロス集計表の表側で「その他」等の母数の少ないデータは一部省略したものもある。

(5) 本文の表中の数値に付けた下線は記述に関連することを示す。

- (6)「24 年度調査」とは、「平成 24 年度 東京都福祉保健基礎調査（東京の子供と家庭）」をいう。  
「19 年度調査」とは、「平成 19 年度 東京都福祉保健基礎調査（東京の子どもと家庭）」をいう。

## 11 結果の公表

公表している資料は下表のとおり。本報告書は、確定報告の記述編である。

|     | 速 報                | 確 定 報 告               |             |              |
|-----|--------------------|-----------------------|-------------|--------------|
| 区 分 | 概要版                | 概要版                   | 記述編         | 統計編          |
| 内 容 | 単純集計               | 記述編の概要                | 分析、グラフ、クロス表 | クロス表         |
| 時 期 | 平成 30 年 3 月        | 平成 30 年 10 月          |             | 平成 30 年 12 月 |
| 方 法 | プレス発表、<br>ホームページ掲載 | プレス発表、報告書の刊行、ホームページ掲載 |             |              |

ホームページ掲載場所

東京都ホームページ ⇒ 各局のページ ⇒ 福祉保健局 ⇒ 福祉保健の基盤づくり  
⇒ 調査・統計 ⇒ 東京都福祉保健基礎調査

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa\\_tokei/zenbun/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa_tokei/zenbun/index.html)

